

職 発 0726 第 5 号
令和 5 年 7 月 26 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

公的職業紹介の機能強化と有料職業紹介事業の適正化について

今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、「医療介護分野における職業紹介について、関係機関が連携して、公的な職業紹介の機能の強化に取り組むとともに、有料職業紹介事業の適正化に向けた指導監督や事例の周知を行う」こととされたところです。

医療・介護・保育分野における事業者の人材確保については、事業者が有料職業紹介事業者に支払う紹介手数料の負担感の強さや、有料職業紹介事業者から紹介された者に早期離職が多いなどの課題が指摘されており、厚生労働省としては、医療・介護・保育分野の有料職業紹介事業の適正化や公共職業安定所の機能強化、介護現場における生産性向上のための取組などを実施しているものの、依然として人手不足の状況が続いています。特に介護分野については、今後、高齢化の進展に伴い介護サービスの需要及びこれに対応した介護人材の確保の必要性は更に高まることが見込まれます。

以上の課題に対応するため、各都道府県労働局におかれては、関係機関との連携の下に、下記の取組を進めていただくようお願いいたします。

なお、別途、職発 0726 第 4 号、医政発 0726 第 10 号、社援発 0726 第 16 号、老発 0726 第 2 号、こ成保 109 にて都道府県知事宛てに通知していることを申し添えます。

記

第1 医療・介護・保育分野における職業紹介に係る相談窓口等の周知・指導監督及び人材確保に向けた取組等

1 『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』等の周知・情報連携の推進

- (1) 都道府県・市町村、事業者団体、都道府県福祉人材センター（以下「福祉人材センター」という。）、介護労働安定センター（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）第15条に基づき指定された介護労働安定センター及び同支部をいう。以下同じ。）及び保育士・保育所支援センター等において、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に本年2月に設置された、有料職業紹介事業者に関して職業安定法等の違反の疑いがある情報を受け付ける『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』（以下「特別相談窓口」という。）及び「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」について、医療・介護・保育分野の事業者に対して幅広く周知を行うこととしている。
- (2) 事業者が特別相談窓口に円滑に情報提供することができるよう、介護生産性向上総合相談センター（介護事業者の生産性向上に係る中核支援機関として、地域医療介護総合確保基金を活用して令和5年度より都道府県において順次設置予定）、福祉人材センター、保育士・保育所支援センター等（以下「介護生産性向上総合相談センター等」という。）の労働局以外の窓口において、特別相談窓口へ簡易に情報提供できるようにするため、労働局から介護生産性向上総合相談センター等に対して厚生労働省本省において作成する所定の様式を提供すること。なお、当該様式は追って労働局に送付する。当該提供を受けた介護生産性向上総合相談センター等において、事業者当該様式及びその提出先を紹介するとともに、必要に応じて、事業者による記入後の様式を労働局へ送付することとしている。なお、介護生産性向上総合相談センター等においては当該様式の配布のみを行い、記入後の様式は事業者から直接労働局に送付いただくことでも差し支えないこととしており、特別相談窓口宛てに送付があった場合には、職業安定法等の違反の疑いがある事案について情報提供があったものとして、適切に対応されたい。
- (3) なお、労働局において、特別相談窓口へ情報提供のあった事案のうち調査を要する職業紹介の事業所及び医療・介護・保育分野での常用就職の

紹介実績（令和3年度実績）が一定以上ある有料職業紹介事業者の事業所に対し、職業安定法等の違反がないか調査を行うこととし、この結果、職業安定法等の違反が確認された場合は是正指導を行い、違反状態の速やかな是正を図ることとしているが、この具体的な対応については別途通知している。

2 職業紹介事業に係る留意点・事例の周知等

職業紹介事業の適切な利用方法についての事業者の理解を促進し、職業紹介事業者の適切な選択に資するよう、今後、厚生労働省本省及びこども家庭庁において、医療・介護・保育分野の事業者が職業紹介を利用する際の留意点・注意事項、好事例を作成して、都道府県・市町村、事業者団体、福祉人材センター、介護労働安定センター、保育士・保育所支援センター等を通じて、医療・介護・保育分野の事業者に対して幅広く周知することとしている。

3 求人票等における事業者の取組等に関する情報提供の推進

求人を出す医療機関、訪問看護事業所、介護事業所及び保育事業者が自らの施設・事業所の魅力を求職者に訴求できるよう、ハローワークや福祉人材センター、保育士・保育所支援センターといった公的職業紹介機関が求人票・求人情報を作成する際には、医療機関、訪問看護事業所及び介護事業所の希望に応じて、働きやすさにつながる先進的取組、雇用管理改善の成果、今後の生産性向上の方針等の人材確保に資する施設情報等を可能な限り含めるように努めることとするため、管内のハローワークにおいてこの対応がなされるよう特段の配慮をお願いする。

また、厚生労働省本省は、事業者と求職者との間のミスマッチを防ぎ、求人情報の一層の充実を図るため、医療・介護・保育分野を取り扱う民間の職業紹介事業者に対し、上記と同様の取組を求めるとともに、当該施設情報等を踏まえた、より一層の適格紹介に努めるよう要請することとしている。

第2 公的職業紹介の機能の強化

1 ハローワークと関係機関の連携による公的支援の強化

医療・介護・保育分野の深刻な人手不足に対応するため、ハローワークを中心とした公的職業紹介の機能強化が求められており、人材確保対策コーナーにおける求人内容に対する条件緩和等の助言・指導と雇用管理の改善支援に引き続き取り組むとともに、労働局を中心として、ハローワークとナースセンター、福祉人材センター、介護労働安定センター、保育士・保育所支援

センター等の地域の関係機関との連携による支援を主導する等、地域のネットワーク構築に積極的に参画することをお願いする。

特に、介護分野の離職率の高い事業所であって、採用後の人材が定着しないなどの課題を抱え、重点的な支援が必要と考えられるものを中心に、雇用管理改善及び求人充足のための総合的支援を実施する。

2 労働局における都道府県等と連携した人材確保等のイベントの実施

(1) 労働局において、都道府県、事業者団体、ハローワーク等の関係機関と連携し、お互いの周知・広報力を活用して、人材確保等のイベントを開催すること。例えば、各種支援機関の利用者・利用事業所に対する周知・広報に加え、都道府県等の各種行政サービス窓口における周知・広報、それぞれの機関における広報誌・SNS等を通じた周知・広報、都道府県及び労働局の定例会見の場を活用した情報発信等、様々な機会を捉えて周知・広報を行い、公的な支援機関を利用していない潜在求職者・参加事業者を呼び込み、各種支援機関を参集した総合的な支援を受けられるイベントを開催することが考えられる。

(2) ハローワークにおいては、オンラインの積極活用により潜在求職者・求人者等も含めたさらなる利用促進を図るため、ハローワークのオンライン機能について上記のイベントの機会等を利用するほか、関係機関の協力も得た上でより積極的に周知を行うこと。

3 医療・介護・保育分野の職種別就職実績の公表

ハローワークにおける医療・介護・保育分野の求人・求職マッチングをより促進するために、今後、地域ごとのこれら分野に係るハローワークの就職実績を公表することを予定しており、これについては別途通知する。